

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に対する審査会意見（案）

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業計画の熟度が低く、環境影響評価の実施に当たっての基礎的情報である施設の構造や配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報が十分に示されていないことから、今後の環境影響評価の手続においては、これらの内容を具体的に設定の上、各環境要素に係る影響を予測および評価すること。
- (3) 施設供用後における関係車両のアクセスルートとして、本事業とは別に、彦根市が市道（以下「市道」という。）を整備する予定である。

市道は、対象事業実施区域に隣接し、動物・植物、景観、文化財、伝承文化の面から重要な荒神山の一部やその近傍を通過するルートとして整備される予定であり、市道整備によるこれらの環境要素に対する直接的な影響が懸念される。また、施設供用後の大気質、騒音・振動に関する予測および評価の基礎となる交通量が大きく変化するものと考えられる。

このため、市道整備に関する詳細な情報をできる限り入手し、必要に応じ、市道の存在を各環境要素の予測および評価に反映させること。また、当該予測および評価の結果が、市道整備に伴い実施される環境配慮の取組に活用されるよう、彦根市との連携・協力に最大限努めること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺には荒神山などの豊かな自然環境のほか、荒神山神社、荒神山神社遥拝殿などの重要な文化的資産等が存在することから、これらへの影響を可能な限り回避または低減すること。
- (5) 対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曾川）に指定されていることから、周辺の浸水情報といった文献の収集等の調査を行い、必要な浸水リスク対策を講ずること。

- (6) 滋賀県の「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」ムーブメント」の推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術や、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを積極的に導入すること等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。
- (7) 各環境要素における調査・予測地点等の具体的な内容が記載されていない箇所が多いことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において示すとともに、適用した予測手法を具体的に明記すること。
- (8) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2 個別的事項

### (1)大気質

荒神山からの気流の影響により、焼却施設の煙突から排出される煙についてダウンドラフトの発生が懸念される。このため、施設の稼働による短期濃度の予測・評価に当たっては、当該現象による影響についても検討できるよう、適した大気条件下での現地拡散実験を行うこと。

施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道整備による交通量の変化に十分留意すること。

### (2)騒音・振動

工事实施時および施設供用後における予測および評価に当たっては、敷地境界における各規制基準の順守状況はもとより、周辺の住居・集落への影響が詳細に把握できるよう、予測・評価地点を複数設定すること。また、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等についても具体的に設定すること。

予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、必要に応じ、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンターマップ等を作成すること。

施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道整備による交通量の変化に十分留意すること。

### (3)水質

対象事業実施区域からの排出水が流入する宇曾川については、農繁期に浮遊物質量等の水質項目が上昇する傾向が認められる。このため、工事実施時の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を把握する必要があることに留意すること。

### (4)動物・生態系

当該環境要素の特性上、本事業と市道整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられる。このため、彦根市と協働し、市道整備の影響を含めた予測および評価を行うことを検討すること。その際、市道整備のルートが荒神山の一部やその近傍を通過し、かつ山と周辺の水田環境を分断する配置となっていることに十分留意すること。

小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法について、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間を適切に設定すること。併せて、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう、十分に配慮した内容とすること。

### (5)景観

施設供用後の建物等の存在による予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行うこと。また、対象事業実施区域の北側に隣接する荒神山神社遥拝殿を予測地点に追加設定することを検討すること。

焼却施設の煙突から白煙が発生する場合は、大気質における予測および評価の結果を活用し、白煙による影響についても予測および評価すること。

### (6)伝承文化・人と自然とのふれあいの活動の場

(4)と同様に、本事業と市道整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられることから、彦根市と協働し、市道整備の影響を含めて予測および評価することを検討すること。その際、市道整備のルートが、荒神山の一部を通過し、荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂（参道）上にあることに留意すること。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見(案)

審査会意見(案)	前回審査会	彦根市	住民	滋賀県関係所属
彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。				
1 全般的事項			6	
(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。				
(2) 本事業計画の熟度が低く、環境影響評価の実施に当たっての基礎的情報である施設の構造や配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報が十分に示されていないことから、今後の環境影響評価の手続においては、これらの内容を具体的に設定の上、各環境要素に係る影響を予測および評価すること。	15,16,17,19,20,21	2	15	
(3) 施設供用後における関係車両のアクセスルートとして、本事業とは別に、彦根市が市道(以下「市道」という。)を整備する予定である。 市道は、対象事業実施区域に隣接し、動物・植物、景観、文化財、伝承文化の面から重要な荒神山の一部やその近傍を通過するルートとして整備される予定であり、市道整備によるこれらの環境要素に対する直接的な影響が懸念される。また、施設供用後の大気質、騒音・振動に関する予測および評価の基礎となる交通量が大きく変化するものと考えられる。 このため、市道整備に関する詳細な情報をできる限り入手し、必要に応じ、市道の存在を各環境要素の予測および評価に反映させること。また、当該予測および評価の結果が、市道整備に伴い実施される環境配慮の取組に活用されるよう、彦根市との連携・協力に最大限努めること。	1,2,3,4,7,9,10		13,14	3,4
(4) 対象事業実施区域の周辺には荒神山などの豊かな自然環境のほか、荒神山神社、荒神山神社遥拝殿などの重要な文化的資産等が存在することから、これらへの影響を可能な限り回避または低減すること。			1,5,7,11,14	
(5) 対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域(愛知川・宇曾川)に指定されていることから、周辺の浸水情報といった文献の収集等の調査を行い、必要な浸水リスク対策を講ずること。	8,9		4,8,10,12,13,14	1
(6) 滋賀県の「しがCO2ネットゼロ」ムーブメントの推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術や、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを積極的に導入すること等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。			3,9,12	
(7) 各環境要素における調査・予測地点等の具体的な内容が記載されていない箇所が多いことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において示すとともに、適用した予測手法を具体的に明記すること。	16,17,18,19,21			
(8) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。				

審査会意見(案)	前回審査会	彦根市	住民	滋賀県関係所属
<p>2 個別的事項</p> <p>(1)大気質  荒神山からの気流の影響により、焼却施設の煙突から排出される煙についてダウンドラフトの発生が懸念される。このため、施設の稼働による短期濃度の予測・評価に当たっては、当該現象による影響についても検討できるよう、適した大気条件下での現地拡散実験を行うこと。  施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	5		10,12	
<p>(2) 騒音・振動  工事実施時および施設供用後における予測および評価に当たっては、敷地境界における各規制基準の順守状況はもとより、周辺の住居・集落への影響が詳細に把握できるよう、予測・評価地点を複数設定すること。また、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等についても具体的に設定すること。  予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、必要に応じ、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンターマップ等を作成すること。  施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	16,17,19,20		2	
<p>(3) 水質  対象事業実施区域からの排水が流入する宇曾川については、農繁期に浮遊物質等の水質項目が上昇する傾向が認められる。このため、工事実施時の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を把握する必要があることに留意すること。</p>				2,5
<p>(4) 動物・生態系  当該環境要素の特性上、本事業と市道整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられる。このため、彦根市と協働し、市道整備の影響を含めた予測および評価を行うことを検討すること。その際、市道整備のルートが荒神山の一部やその近傍を通過し、かつ山と周辺の水田環境を分断する配置となっていることに十分留意すること。  小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法について、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間を適切に設定すること。併せて、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう、十分に配慮した内容とすること。</p>	10,11,12		7	
<p>(5) 景観  施設供用後の建物等の存在による予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行うこと。また、対象事業実施区域の北側に隣接する荒神山神社遥拝殿を予測地点に追加設定することを検討すること。  焼却施設の煙突から白煙が発生する場合は、大気質における予測および評価の結果を活用し、白煙による影響についても予測および評価すること。</p>	6,13,14		10	
<p>(6) 伝承文化・人と自然とのふれあいの活動の場  (4)と同様に、本事業と市道整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられることから、彦根市と協働し、市道整備の影響を含めて予測および評価することを検討すること。その際、市道整備のルートが、荒神山の一部を通過し、荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂(参道)上にあることに留意すること。</p>			1,11,12,13,14	